

山都町議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山都町議会議長（以下「議長」という。）の交際費の適正な支出を図るため、その支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 議長は、交際費の支出に当たっては、支出の内容及びその相手方が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ、支出額が必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(種別及び支出範囲)

第3条 交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 各種式典関係の慶事及び総会、会議等に係る経費
- (2) 弔慰 香典及び供花等に係る経費
- (3) 見舞い 病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費
- (4) 会費 各種懇親会等の参加に係る経費
- (5) 接遇（来客接待等） 議会運営上必要と認められる場合の渉外等に係る経費
- (6) その他 上記以外の場合で、交際上特に支出する必要があると認められるもの

2 交際費の支出額は、別表に掲げるとおりとする。

(交際費の支出の公表)

第4条 交際費の支出の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 公表は、四半期毎に行うものとし、四半期分を翌月の15日までに行うものとする。

3 公表は、山都町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第5条 交際費の支出基準は、社会経済状況等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表

| 種別 | 区 分 | | 金 額 | 備 考 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|------------|-----------------|--|----------------------------|
| 慶祝、 会費 | 叙勲等受賞祝賀会 | | 10,000 円以内 | 会費制の場合は、実費とする。 | |
| | 行政区、公民館、公共(的)団体等の総会、大会、行事等で案内があった場合 | | 祝酒(日本酒、焼酎) | 5,000 円を限度とする。ただし、規模に応じ調整することができる。会費制の場合は、実費とする。 | |
| 見舞い | 見舞い | | 10,000 円以内 | 病気、事故等の見舞いに係る経費 | |
| 接遇 | 接遇(来客接待等) | | 実費相当額 | 社会通念上容認される範囲内とする。 | |
| 弔慰 | 名誉町民受賞者 | | 10,000 円 | | |
| | 町を選挙区とする国会議員、県議会議員 | 現職 | 10,000 円 | 元職は、合併後の山都町議会議員とする。 | |
| | | 元職 | 5,000 円 | | |
| | 近隣市町村長、議長 | 現職 | 10,000 円 | | |
| | | 元職 | 5,000 円 | | |
| | 町長、副町長、教育長 | 現職 | 10,000 円 | | |
| | | 元職 | 5,000 円 | | |
| | 町議会議員 | 現職 | 本人 | | 香典 10,000 円 目覚し 3,000 円 |
| | | | 同居の2親等 以内の親族 | | 香典 5,000 円 目覚し 3,000 円 |
| | | 元職 | 5,000 円 | | |
| その他議長が町議会を代表し、弔慰等を表す必要があると認められる者 | | 10,000 円以内 | | | |

(注)

- 1 役職が複数に該当する場合は、上位の職を基準とする。
- 2 供花等は、その都度協議して決定する。

